

コロナ問題災害時ADR

オンラインによるウェブシステムで円満解決！

第一東京弁護士会仲裁センターでは、新型コロナウイルスによるトラブルをオンラインによるウェブ会議システムを利用して解決するためのADR手続（オンラインADR）を開始しました。オンラインADR手続では、弁護士会館にお越しいただかなくてもウェブ会議システムを利用して紛争の解決を図ることが可能です。

Q 1 オンラインADRとは何ですか？

新型コロナウイルスに関連して発生したトラブルについて、Google Meet や Zoom などのウェブ会議システムを利用して、話し合いにより解決することを目指す手続きです。

Q 2 どのようなトラブルを解決してくれるのですか？

新型コロナウイルスに関連して発生したトラブルであれば、分野を問いません。

例）新型コロナウイルスによる売上減少を理由に会社を突然解雇された。

収入が無いので家賃を減額ないしは延納したい。

結婚式をキャンセルしたところキャンセル料として多額の支払を求められた。

Q 3 申立はどうするのですか？

郵送またはFAXにより申立書を提出していただきますが、後記メールアドレスにご相談メールを送付していただければサポート弁護士が申立書作成に関してアドバイスさせていただきます。

Q 4 どのように話し合いを行うのですか？

経験豊富な弁護士が、オンライン上で申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で和解による解決を目指します。パソコン、スマートフォン、タブレット等とインターネット環境があればOKです。

Q 5 時間はどのくらいかかりますか？

申立から解決まで1回から3回の期日（1か月～2か月程度）で解決することを目指します。

Q 6 費用はどれくらいかかりますか？

申立手数料は無料です。成立手数料も通常のADR事件の半額に設定されています。詳しくは下記QRコードからホームページをご確認ください。

申立書作成に関してアドバイスを求める場合は・・・

下記アドレスにご住所、お名前、お電話番号、ご連絡先メールアドレス、トラブルの内容(相手方の氏名(名称)、住所、連絡先を含みます)を記入してメールしてください。

ご相談用メールアドレス：saigaisoudan@ichiben.com

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階

第一東京弁護士会 仲裁センター

TEL 03-3595-8588 FAX: 03-3595-8577

受付時間 平日 10:00～12:00 13:00～16:00

ホームページ <http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/saigai.html>

